



八 監 第 4 5 4 号

令 和 6 年 2 月 1 5 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和4年度財政援助団体監査（社会福祉法人八千代市身体障害者  
福祉会運営費補助金）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考  
として講じた措置の公表について

令和4年8月19日付け八監第195号により提出した令和4年度財政援助  
団体監査（社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会運営費補助金）の結果に基  
づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第19  
9条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に  
係る事項について次のとおり公表します。

令和4年度財政援助団体監査結果（令和4年8月19日付け八監第195号）

対象機関・対象団体	区分	所見及び措置内容
障害者支援課	要望事項	<p>ア 補助対象事業及び補助対象経費について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>補助対象事業及び補助対象経費については、補助金交付要綱及び社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会運営費補助金に係る事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）において、その内容が示されている。</p> <p>しかしながら、補助金交付要綱及び事務取扱要領の双方間において、補助対象事業及び補助対象経費の整合性が取れていなかった。</p> <p>このことから、補助対象事業及び補助対象経費について、補助金交付要綱及び事務取扱要領間での整合性を図り、明確にされたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>補助金交付要綱に第2条第2項の補助事業として現在八千代市身体障害者福祉会が行っていない事業が規定されていることから、令和5年3月31日付けでそれらを削除し、整合性を図る改正を行いました。</p>